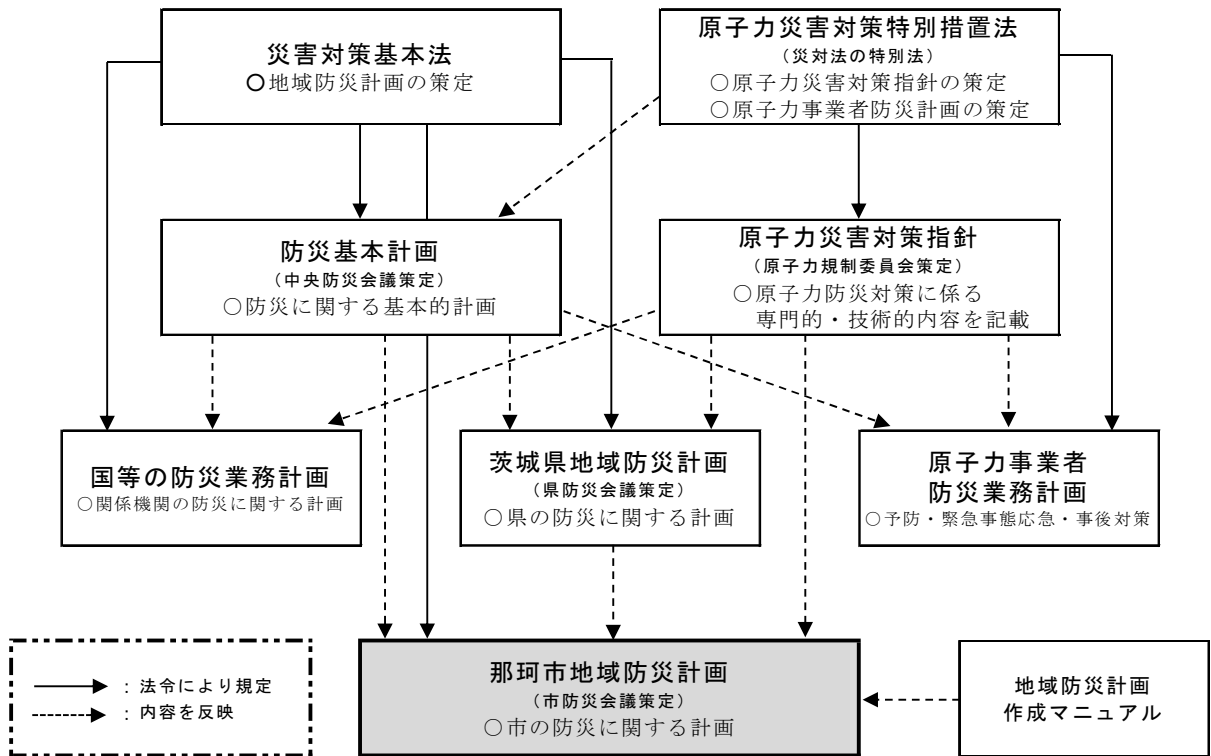


那珂市地域防災計画の修正について(概要)

1 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、市長が会長を務める那珂市防災会議において作成が義務づけられており、那珂市の地域に係る災害対策の基本計画となるものである。

防災計画体系図



2 計画修正の背景

防災基本計画、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画等の一部改定に伴い、他計画等との整合を図り、修正するものである。

3 主な修正項目

【自然災害等対策編】

(1) 防災基本計画及び茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正

相互応援体制の整備について

感染症対策

洪水ハザードマップの周知

災害ボランティアセンターの設置・運営

(2) 市の体制・設備等の変更

災害警戒本部における本部長の変更

【資料編】

(1) 資料の時点修正

【原子力災害対策編】

(1) 避難所等の新型コロナウイルス感染症対策の追加

【第3章第9節、第11節】

国の基本的な考え方(「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」(内閣府 令和2年6月2日)において、感染症対策が示された。

(2) 避難先自治体への事故発生等の情報提供の記載を変更

【第3章第2節】

県が事故発生等の情報提供について、避難先自治体からの意見を踏まえ、施設敷地緊急事態の時点からその前の警戒事態の時点へ変更した。

(3) 薬局における安定ヨウ素剤の事前配布の記載を追加

【第2章第13節】

原子力災害対策指針の改正により、定期的を開催する医師同席の配布会を前提とした上で、医師会及び薬剤師会と連携し、事前配布の対象者が安定ヨウ素剤を地域の薬局においても受け取れることとなった。